

修正国際基準公開草案第4号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」  
に対する意見

平成29年7月21日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、IFRS 基準のエンドースメント手続の実施に対する、企業会計基準委員会の継続的な努力に敬意を表すとともに、このたび公表された修正国際基準公開草案第4号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（以下「本公開草案」という。）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

記

当協会は、国際財務報告基準(IFRS 基準)の設定主体である国際会計基準審議会(IASB)及びIFRS 財団の活動に対し、IASBの前身である国際会計基準委員会(IASC)の創設以来、約40年にわたり深く関与しており、その活動を継続的に支持している。また、IFRS 財団の目的である、高品質で容易に理解でき、かつ執行可能性を持った、グローバルに受け入れられる単一の財務報告基準の作成を支持している。さらに、IFRS 財団の究極の目的は、IASBが策定したIFRS 基準(以下「IFRS 基準」という。)が修正されることなくアドプションされることであると理解している。

当協会は、我が国におけるIFRS 基準のエンドースメント手続は、IFRS 基準の任意適用の積上げ及びIFRS 基準に対する積極的な意見発信を図るための方策の一つとして提言され、貴委員会にて対応が行われていると理解しているものの、初度エンドースメント手続における公開草案に対する意見(平成26年10月31日)でも述べたように、IFRS 基準のエンドースメント手続を、指定国際基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう関係者との間で調整を図ること、エンドースメント手続の帰結は、究極的には、「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の「削除又は修正」は行われたいものとするのが望ましいと考える。

当協会としては、引き続き「修正国際基準」による「削除又は修正」は可能な限り最小限のものとする、やむなく「削除又は修正」を実施する場合は、その根拠が貴委員会の従来からの国際的な意見発信及び既存の「削除又は修正」項目と整合的であることを慎重に検討することを希望する。

前文を前提として検討した結果、本公開草案の対象となる会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする貴委員会の提案に同意する。また、財務諸表に重要な影響を及ぼすIFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」を「削除又は修正」しないことは大変意義のあるものとする。

以 上